

平成22年度における独立行政法人 の契約状況について

平成23年9月2日
総務省行政管理局

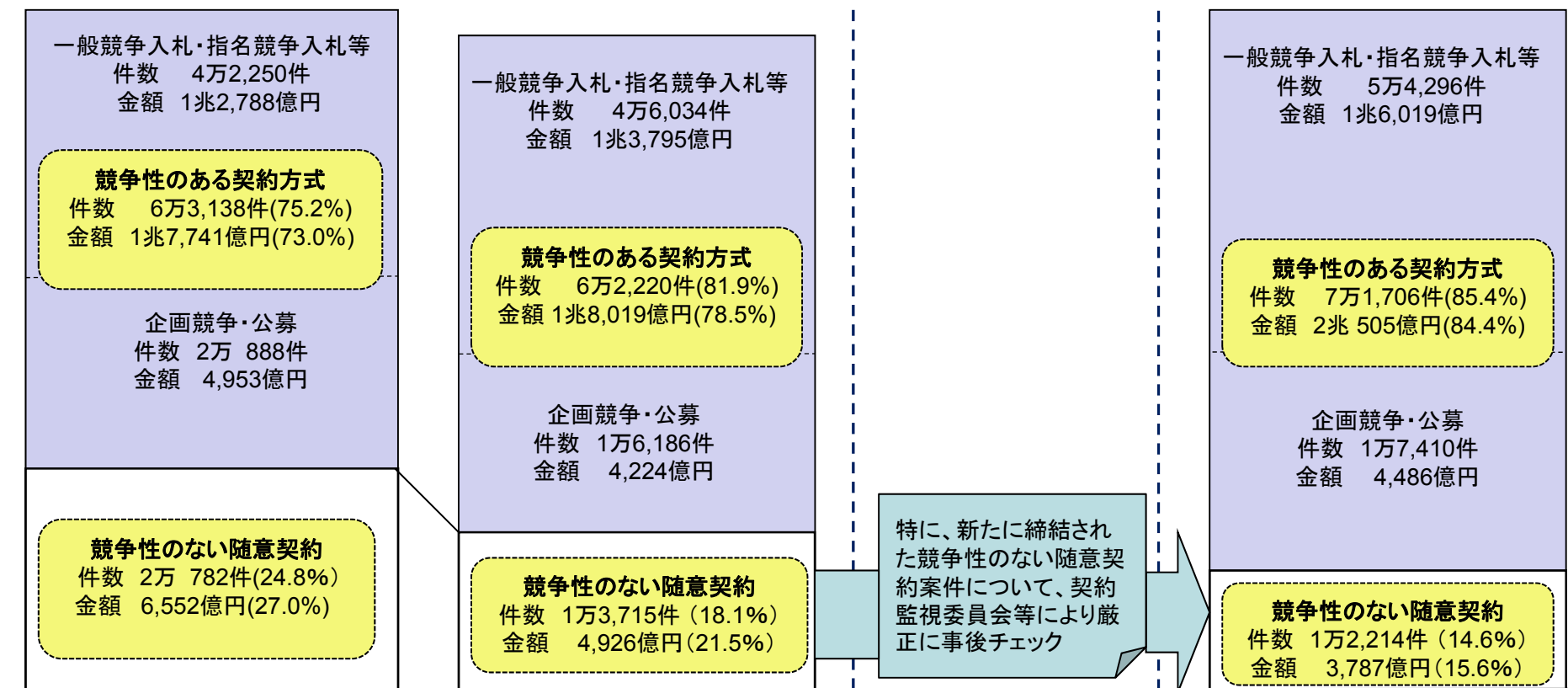
平成22年度における独立行政法人の契約状況

- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月閣議決定)に基づき、各法人において、随意契約見直し計画をそれぞれ策定(平成22年4月～5月)し、各法人は、それぞれの計画に基づいて見直し実施。
⇒法人全体で、全契約(少額随意契約を除く)に占める競争性のない随意契約の比率を約1割程度へ引き下げることが目標
- 22年度においては、20年度実績に比べて、「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合は、件数で▲6.7%減少、金額で▲5.5%減少。
- 22年度において競争性のある契約方式に移行できなかったものについては、23年度以降も引き続き、さらに随意契約理由を精査するなどし、見直しを継続。

【20'実績】 2兆4,292億円(8万3,920件)

【22'実績】 2兆2,945億円(7万5,935件) 【23'～】

【見直し計画】※見直し結果を20年度実績に当てはめたもの



一者応札・応募の状況

- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、各法人において、一者応札・応募の見直しを含む随意契約見直し計画をそれぞれ策定(平成22年4月～5月)。22年度以降、各法人は、それぞれの計画に基づいて見直し。
⇒競争契約のうち、一者応札・応募となっているものについて、真に競争性を確保するため、契約条件等の見直しを実施。
- 22年度実績においては、20年度実績に比較して、「一者応札・応募案件」の競争契約全体に占める割合は、件数で▲6.2%、金額▲10.3%減少。

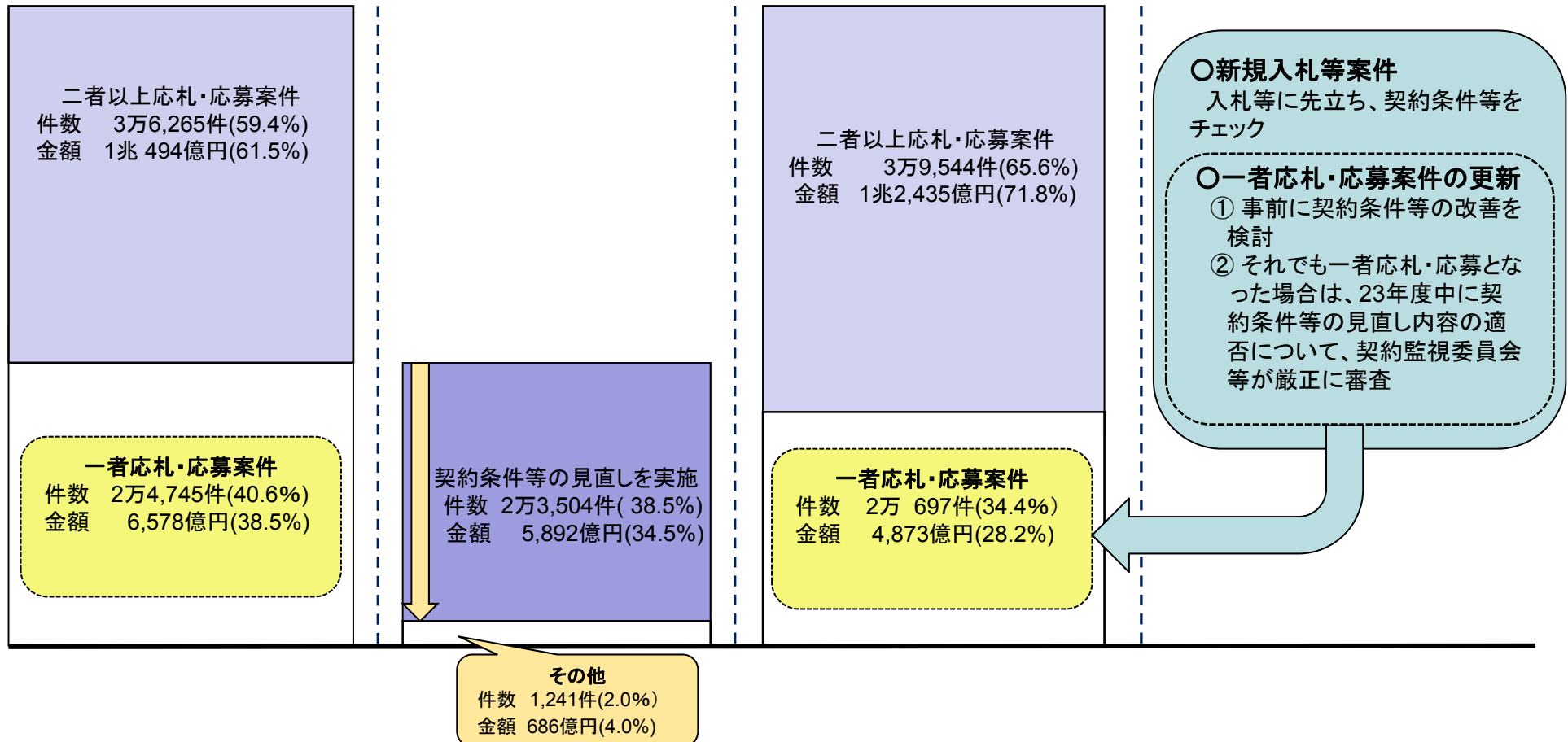
【20'実績】 1兆7,072億円(6万1,010件)

【見直し計画】

※見直し結果を20年度実績に当てはめたもの

【22'実績】 1兆7,308億円(6万 241件)

【23'～】



今後の取組

○ 競争性のない随意契約

各法人は、随意契約見直し計画の取組を継続し、22年度において契約監視委員会から受けた点検結果に基づく改善事項について23年度において改善を図るとともに、特に、22年度中に結ばれた「競争性のない随意契約」とされた案件については、契約監視委員会等による厳正な事後チェックを実施。

また、今後、新たに競争性のない随意契約を締結しようとする場合は、原則として事前に、契約監視委員会の意見を聴取し、その適否を確認。

○ 一者応札・応募

各法人は、23年度において競争入札等を行う際には、各法人で定める一者応札・応募に係る改善方策（仕様書や契約条件等の見直し等）に従った見直し方策を講ずるとともに、特に、平成23年度に締結された更新契約において前年度に引き続き一者応札・応募となった案件については、その見直し内容の適否について、契約監視委員会を通じ厳正な事後チェックを実施。

● 随意契約見直し計画(H22年度～)

独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)の概要

1. 契約について厳格に見直しが行われるよう、各独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直し。
 - (1) 競争性のない随意契約を継続しているもの
→ 随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
 - (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているもの
→ 前倒しが検討できないか。
 - (3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、一者応札・応募となっている案件
→ 真に競争性が確保されているか(仕様書内容の見直し、入札参加要件の緩和等を検証)
2. 契約監視委員会の設置
監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を各独立行政法人に設置
3. 点検対象とスケジュール
以下について、契約監視委員会で点検の上、主務大臣も点検。その点検結果を各法人において反映し、結果を公表。
(22年5月公表)
 - ① 平成20年度の契約(競争性のない随意契約、一者応札・応募となったもの)
 - ② 平成19年度以前からの複数年契約
 - ③ 平成21年度中予定の調達案件
※21年度中においても、契約監視委員会を立ち上げ後、速やかに事前点検
4. フォローアップ
主務大臣及び各法人(契約監視委員会)は、上記点検、見直し後においても、改善状況をフォローアップし、毎年公表。
総務省は、その結果を取りまとめ、公表。